

# 長野県報

11月24日(金)  
令和5年  
(2023年)  
第460号

## 目次

### 告示

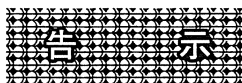
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出(会計課)..... 1

### 公告

県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧(農地整備課)..... 1

開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)..... 2

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課)..... 2



### 長野県告示第596号

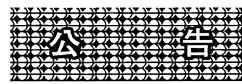
長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、令和5年11月8日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和5年11月24日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所	長野県佐久市岩村田5512-3	長野県佐久市岩村田5512-3 佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所
旧		長野県佐久市佐久平駅南土地区画整理地 2街区1	長野県佐久市佐久平駅南土地区画整理地 2街区1 佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所

会計課



### 公告

県営千曲川沿岸清野地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和5年11月24日

長野県知事 阿部 守一

- 縦覧に供する書類  
県営千曲川沿岸清野地区土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧の期間  
令和5年11月27日から令和5年12月22日まで
- 縦覧の場所  
長野市役所（農地整備課）

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。  
令和5年11月24日

長野県松本建設事務所長 太田 茂 登

- (1) 許可番号  
令和5年9月14日 長野県指令5都第30-9号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
塩尻市大字広丘高出字渋沢1740-1、1740-2
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
塩尻市大字広丘高出1740-2  
中原 英 敏  
岡谷市御倉町8-5 岡谷アパートC-104  
熊谷 雅 也
- (1) 許可番号  
令和5年8月30日 長野県指令5都第30-6号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
塩尻市大字広丘吉田字原際1637-1、1637-3、1637-4
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
松本市小屋南1-13-1  
株式会社アルプスピアホーム 代表取締役 石田 正 也
- (1) 許可番号  
令和5年9月27日 長野県松本建設事務所指令5松建第45-3号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
塩尻市大字広丘高出字芝茶屋2166-1、2166-4、2166-5、2166-7
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
松本市城西2-5-12  
株式会社財産ネットワークス長野 代表取締役 高木 伸 幸

都市・まちづくり課

## 公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。  
令和5年11月24日

長野県公営企業管理者 吉 沢 正

名 称	事業所の所在地	指定年月日
中澤総備	千曲市大字杭瀬下五丁目134番地	令和5年11月14日

水道事業課